

建築士事務所の開設者の方へ

～管理建築士講習を受けていないと**建築士事務所登録が取り消されます**～

- 平成20年に建築士法が改正・施行され、管理建築士に、「管理建築士講習」の受講が義務づけられました
- 未だ受講していない管理建築士の方は、**平成23年11月27日までに管理建築士講習を受講**しなければなりません
- この日までに受講し修了（講習には修了考査があります）しないと、
 - ・ **建築士事務所の登録が取り消されます**
 - ・ 取消の日から **5年間は、再度の登録ができません**
 - ・ 建築士事務所の開設者が建築士の場合は、その**建築士も懲戒処分**の対象となります
- 管理建築士講習は4つの登録講習機関で開催していますので、未受講の方は速やかに申込みをお願いいたします

(財)建築技術教育普及センター(TEL 03-5524-3105) NPO法人 東京土建ATEC (TEL 03-6915-2284)
(株)総合資格学院法定講習センター(TEL 050-5541-7500) NPO法人 埼玉土建建築支援センター (TEL 048-669-1551)

また、講習の情報は <http://www.icas.or.jp/kenchikushiho/kanri.php> をご参照下さい（一般社団法人 新・建築士制度普及協会のHP ）
- 制度や手続きに関する問い合わせは、各都道府県 建築士法担当課へ

建築士事務所協会会員の皆様へ

～ 管理建築士講習の受講に関する重要なお知らせ ～

- 貴建築士事務所において、管理建築士が未だ「[管理建築士講習](#)」を受講していない場合は、[直ちに申込みを](#)するようお願いいたします。
- 「管理建築士講習」を実施しているのは次の登録講習機関です。

(財)建築技術教育普及センター	(TEL 03-5524-3105)
(株)総合資格学院法定講習センター	(TEL 050-5541-7500)
NPO法人 東京土建ATEC	(TEL 03-6915-2284)
NPO法人 埼玉土建建築支援センター	(TEL 048-669-1551)
- 知り合いで「管理建築士講習」を受講していない方がいらっしゃれば、ぜひ本人に教えてあげてください。
- 11月27日までに受講し修了しないと、
 - ・[建築士事務所の登録が取り消されます](#)
 - ・取消の日から[5年間は、再度の登録ができません](#)
 - ・建築士事務所の開設者が建築士の場合は、その[建築士も懲戒処分](#)の対象となります
- 登録が取り消されたにもかかわらず、設計等の業務を行った場合には、[無登録業務](#)となり、建築士法第23条の10(無登録業務の禁止)違反により、[1年以下の懲役](#)又は[100万円以下の罰金](#)に処せられ、違反者が[建築士であれば懲戒処分](#)の対象となります。
- 期限までに「管理建築士講習」を受講できない場合には、廃業するか、受講済の別の建築士に管理建築士を変更するかのどちらかしかありません。この場合にも、都道府県に対する[廃業の届け出、又は管理建築士の変更の届け出が必要](#)です。必要な手続を取らないと、いずれにしても、建築士事務所の登録が取り消されます。
- [全ての建築士事務所](#)で、「管理建築士講習」の受講、廃業届け、管理建築士の変更届けの[いずれかの手続等](#)をしていただくようお願いいたします。

社団法人 日本建築士事務所協会連合会